

個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令案について

1 趣旨

平成 30 年度機構・定員要求において、平成 30 年 4 月 1 日付けで事務局に置かれる政策立案参事官 1 名の増が認められたことに伴い、今般、個人情報保護委員会事務局組織令（平成 27 年政令第 434 号）を改正するものである。

2 改正内容

事務局に政策立案参事官 1 人を新設するものである。

※ 今回の改正により、事務局に置かれる参事官が 4 人となる。

3 今後の予定

公 布：平成 30 年 3 月 30 日

施 行：平成 30 年 4 月 1 日